

監査意見書

平成 16 年 6 月 22 日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 山口 剛彦 殿

独立行政法人福祉医療機構

監 事 並 河 健 三 

監 事 加 々 見 隆 

両監事は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 39 条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度における会計及び業務の執行状況について監査いたしました。その結果に関して協議の上、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき本監査意見書を作成しました。

1. 監事の監査の方法の概要

両監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務運営の状況を、聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、必要に応じて調査しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分並びに損失の処理に関する書類及び付属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えました。

独立行政法人通則法第 24 条、第 61 条及び独立行政法人福祉医療機構法第 9 条に該当する事項に関しては、必要に応じて理事長及び理事から報告を求め調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分並びに損失の処理に関する書類を除く。）は、法令に従い機構の財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分並びに損失の処理に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書及び決算報告書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。なお、独立行政法人通則法第 24 条、第 61 条及び独立行政法人福祉医療機構法第 9 条に該当する事項は認められませんでした。

以上